

別表第三号(第八条第三項関係)

受験者が現に受けている資格者証の種類	受験する資格	免除する科目
伝送交換主任技術者	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士	無線工学の基礎及び無線工学A
	第三級総合無線通信士	無線工学の基礎
線路主任技術者	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士	無線工学の基礎
工事担任者(AI第一種、AI第二種、DD第一種、DD第二種及びAI・DD総合種に限る。)(注)	第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 第二級海上無線通信士	無線工学の基礎

注 工事担任者規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第七十八号)附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。